

告示

埼玉県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス北本店

埼玉県北本市本宿二丁目四十一番、四十二番二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 開店時や駐車場が混雑する見込みがある時は、特に車両の出入り口の安全を図り、必要に応じて交通誘導員を配置して、交通事故の未然防止に配慮すること。

(2) 市内経済の発展に協力いただくともに、周辺商店等との連携、協調を図るため、北本市商工会への加盟及び観光振興事業との連携、協調を図るため、北本市観光協会への加盟に配慮すること。

二 縦覧期間

令和五年一月十三日から令和五年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター